

安全管理に関する特記仕様書

(令和6年度県営林造成事業 保育間伐 第4号)

奈良県森林技術センター

本事業の実施にあたっては、安全管理確認型で契約を実施します。

*安全管理確認型とは、発注する事業規模により定められた人数の安全管理作業員を現場に配置できることを条件とした契約方法です。

関係法令、標準仕様書、特記仕様書、設計図書その他関係図書の記載内容を遵守すると共に、安全管理に関しては下記内容により実施することとします。

記

1 安全管理作業員の配置について

- (1) 今回発注する事業に必要な安全管理作業員は 3名以上です。
- (2) 奈良県の治山事業森林整備に係る競争入札参加資格者登録要領に基づく安全管理作業員もしくは、林野庁が行っている現場技能者の登録制度で「現場管理責任者(フォレストリーダー)又は統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)」に登録されている者の中から選任し、現場に配置(常駐)することとし、他の現場との重複はできません。
- (3) 選任した安全管理作業員の中から1名を担当技術者に選任すること。
- (4) 担当技術者(安全管理作業員)と現場代理人はこれを兼ねることはできません。
- (5) 上記(1)に記載の人数を配置(常駐)することができなくなった場合は、その理由をすみやかに発注者に報告し、指示を受けること。

2 安全対策について

- (1) 毎日、作業の開始及び終了にあたっては、全員によるミーティングを実施すること。
- (2) 作業現場内に新規雇用者が入る場合は、安全に関する教育を事前に実施すること。
- (3) その他、安全の確保に対して万全の対策を講ずること。